汚水排出届出書（令１６条の５第１項）

別記様式第８の３

|  |
| --- |
| 汚　水　排　出　届　出　書年　月　日　　河川管理者　山口県知事　　　　　　　　様届出人　住　所　　　　　　　　氏　名　　　　　　印　　河川法施行令第16条の5第1項の規定により、下記のとおり届け出ます｡記　１．汚水を排出しようとする河川の種類及び名称　○○川水系○○川 　　２．汚水を排出しようとする場所　　　　　　　　　　　　　　　　　　左　　　○○市○○町○○番地○○川　岸　　　　　　　　　　　　　　　　　　右　３．汚水の排出の方法及び期間　（排出方法を記載）　　　　年　月　日～　年　月　日　４．排出しようとする汚水の量　　　　　　　○○ｍ３/日　５．排出しようとする汚水の水質　６．排出しようとする汚水の処理の方法 |

　説　明

　　ア）河川に、５０ｍ３/日以上の汚水を排出しようとする者は河川管理者に届出なければならない。但し、砂利採取計画の認可または、水質汚濁防止法第５条から７条までの届出（特定施設からの排水の届出）の受理等河川法施行令第１６条の５別表に定める法令に基づく処分または届出がなされているときは、本条の届出は要しない。この場合には、処分又は届出を受理した行政庁は、河川管理者に通報するものとされている。

　　イ）河川管理者は、異常に渇水等により河川の汚濁が進行し、河川の管理に重大な　　　　支障を及ぼす恐れがあると認められる場合、関係行政機関等に通報するとともに、支障を除去するために必要な限度において、汚水の排出を一時停止させる等必要な措置をとるべき事を求めることができることになっている。

　備　考

　　１．「汚水を排出しようとする場所」については、排出口の所在地及び河川の右左岸の別を記載すること。

　　２．「汚水の排出の方法及び期間」については、ポンプ排出又は自然排出の別、排出口の構造の概要並びに排出の開始及び終了の時期を記載すること。

　　３．「排出しようとする汚水の量」については、日量及び時間量を記載すること。

　　４．「排出しようとする汚水の水質」については、生物化学的酸素要求量、水素イオン濃度、浮遊物質量その他の項目ごとに平均値及び最大値を記載すること。ただし、その他の項目については汚水の種類に応じ必要な範囲で記載すれば足りる。

　　５．「排出しようとする汚水の処理の方法」については、活性汚泥法、標準散水瀘床法、沈澱法等の処理の方法及びこれらの方法に応じて設置する沈殿池、エアレーションタンク、中和槽、油脂分離槽等の施設の名称、数量等を記載すること。